

平成 2 1 年度

補正予算案の概要

(5 月 補 正)

平成21年度5月補正

特別会計

【議案第104号】

老人保健事業特別会計

(単位:千円)

補正前 補正額 計
13,949 30,103 44,052

平成20年度			平成21年度	
歳入			歳入	歳出
区分	決算見込額			
不足分	支払基金医療費 交付金	2,171	繰越金 1 諸収入 30,104	
	国庫支出金	27,932		
	小計	30,103		
	支払基金審査支払 手数料交付金	102		
超過分	県支出金	4,173		
	小計	4,275		諸支出金 4,275
差引	25,828			繰上充用金 25,828
合計			30,103	30,103

地方自治法施行令

(翌年度歳入の繰上充用)

第166条の2

会計年度経過後にいたって歳入が歳出に不足するときは、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てることができる。この場合においては、そのために必要な額を翌年度の歳入歳出予算に編入しなければならない。

平成21年度5月補正

歳入歳出補正予算事項別明細書

会計 080 老人保健事業特別会計

(歳入)

(歳出)

款	補正前予算額	補正額	計	款	補正前予算額	補正額	計	補正額の財源内訳			
								特定財源			一般財源
								国・県支出金	市債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
1 支払基金交付金	8,185	0	8,185	1 医療諸費	13,946	0	13,946				
2 国庫支出金	3,839	0	3,839	2 諸支出金	3	4,275	4,278			4,275	
3 県支出金	959	0	959	3 繰上充用金	0	25,828	25,828			25,828	
4 繰入金	962	0	962								
5 繰越金	1	1	0								
6 諸収入	3	30,104	30,107								
歳入合計	13,949	30,103	44,052	歳出合計	13,949	30,103	44,052			30,103	